

「別 表」

不動産鑑定士調停センター調停人選定基準

<p>基本的適格要件 (すべてに適合する者)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. (社) 日本不動産鑑定協会が実施する裁判外紛争解決手続の研修修了者 2. (社) 日本不動産鑑定協会の会員として在籍 10 年以上、及び都道府県の鑑定士協会の会員として在籍 10 年以上で、現在不動産鑑定士の者 3. 不動産鑑定評価に関する法律その他の法令により、懲戒処分等を受けたことがないこと、または、処分等の後 5 年を経過した者 4. (社) 日本不動産鑑定協会または都道府県の鑑定士協会から懲戒処分等を受けたことがないこと、または、処分等の後 5 年を経過した者
<p>付加的適格要件 (1つ以上に適合する者)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方裁判所または簡易裁判所の民事調停委員あるいは家庭裁判所の家事調停委員として任命された者、もしくは定年によりこれらの職を辞した者 2. 地方裁判所の借地借家法、罹災都市借地借家臨時処理法等による鑑定委員となるべき者に選任された者 3. 簡易裁判所の司法委員となるべき者に選任された者、もしくは定年によりこれらの職を辞した者 4. 家庭裁判所の参与員となるべき者に選任された者、もしくは定年によりこれらの職を辞した者 5. (社) 日本不動産鑑定協会あるいは都道府県の鑑定士協会が実施する(社) 日本不動産鑑定協会所定の研修において、累計 100 以上の単位を取得した者 6. その他、格別な知見を有する者として付加的適格要件の 1 から 6 の各項に準ずると調停センター運営委員会が認めた者 (主な例示は別途定める。)
<p>弁護士</p>	<p>弁護士会が推薦する弁護士には上記の基本的適格要件及び付加的適格要件を適用しない。</p>

不動産鑑定士調停センター調停人選定基準
付加的適格要件第6項に定める主な具体例

<p>主な具体例</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 土地収用委員会委員、土地利用審査会委員、再開発事業審査会委員、または固定資産評価審査委員会委員等の職にあって、その期間が3年以上の者2. 土地区画整理士で、(社)全日本土地区画整理士会における在籍期間が10年以上の者3. 不動産カウンセラー会会員で同会の在籍期間が10年以上の者4. 特定非営利法人定期借地借家推進機構上級アドバイザーとして認定された者5. 再開発プランナーで、再開発コーディネーター協会における在籍期間が10年以上の者6. 都道府県の鑑定士協会に在籍する鑑定士で、知識、能力、経験等が優れた者として、当該鑑定士協会が特別に推薦し、運営委員会が承認した者
--------------	---